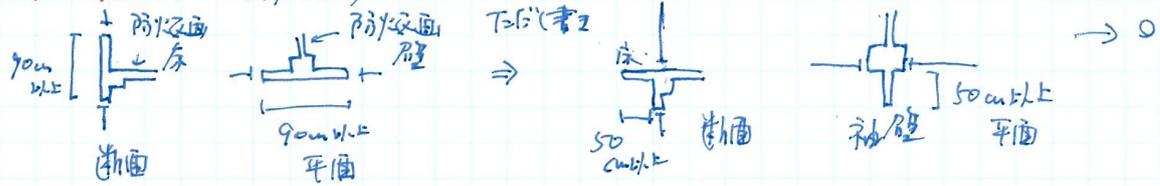


1. 防火区画に接する外壁. 外壁面が50cm以上突出して2(床)内壁, 隔90cm 遮断状構造
 令112条16項 (防火区画) ≧170cm以上



2. 病院の地階に設ける談話室 採光のみの面積 %以上と170cm以上とができる
 法28条 (居室の採光及び換気)
 12項 下記(書) → 0

3. 老人ホームにおけるエレベータ昇降路, 共用の廊下階段 1/3 配度と2 容積率算定の面積に算入しない
 法52条32項 地階の居室老人ホーム → 1/3 算入しない
 62項 エレベータの昇降路, 共用の廊下, 老人ホームの共用廊下・階段 → 全て算入しない

4. 階段巾角3m超 劇場の階段 蹴上げ15cm以下の踏面30cm以上巾角有り不要
 令25条 (階段等の手すり)
 32項 → 0

令和3年 No14 事務所 5階にある居室 50m²
 採光面積 2.0m² 換気面積 3.0m² 開放部分 0.5m²
 遊難上未知な構造の開口部はない

1. 主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造る必要がある。
 法35条の3 (無窓の居室の主要構造部) $50 \times \frac{1}{20} = 2.5m^2 < 2.0m^2$
 令111条 (窓その他の開口部を有する居室等) 1号 $\frac{1}{20}$ 以上を有する → 無窓居室
2. 自然換気設備, 機械換気設備等の換気設備を設置しなければならない。
 法28条 (居室の採光及び換気) 2項 $\frac{1}{20}$ 以上必要 $50 \times \frac{1}{2} = 2.5 < 3.0m^2$
 下記(書) 法令で定める換気設備を設置した場合の例外がある。
3. 難燃材料で仕上げた場合, 直通階段までの距離30m以下としなければならない。
 令120条1項表(イ) $50 \times \frac{1}{2} = 2.5m^2 > 2.0m^2$ → 無窓居室 → 30m → 0
4. 排煙設備を設置した場合, 遊難上障害のある高さから煙又はガスが降下が生じる... 建築物の
 一部分として天蓋が設けられたものに適合させなければならない。
 令126条の2 (設置)
 令116条の21項2号 (窓その他の開口部を有する居室等)
 天井又は天井から下方80cm以内の面積 $\frac{1}{50}$ 以上を有する。
 $50 \times \frac{1}{50} = 1.0m^2 > 0.5m^2$ → 排煙設備必要 → 各号に該当しなくても
 五号

令和 2年1020 共同住宅

1. 階に設ける居室 採光に有効な部分の面積 床面積の1/4以上と必要
法28条 (居室の採光及び換気)
階 = 階 → ○
2. 階段幅 3m 超 踏板上が15cm以下かつ踏面が30cm以上 中肉付) 設ける
令25条 (階段等の手すり等) 3項 → ○
3. 非常用エレベータ設置 3階以上の階に非常用進入口必要
令126条の6 (設置) 一号 → ×
4. 制限の附加
法40条 → ○

平成 30年119 病院

1. 敷地が 第一種中高層住居専用 300㎡ 第二種住居専用 700㎡ 病院新築である
法別表2 (3)項 (1)項 一~二号 → 新築である → ○
2. 準防火地域 2階建 各階 300㎡ 耐火建築物 又は同等の遮煙防止性能と認められるもの
法27条 (耐火建築物等と認められるもの、準耐火建築物)
一号 耐火構造 3階共同住宅 学校等は (1)項 準耐火
二号 準耐火構造
令136条の2 二号 階数2以下延べ面積 500㎡ 又は 1500㎡ 以下
イ. 準耐火構造
↑ ×
準耐火建築物
又は同等の遮煙防止性能
3. 両側に居室 廊下の幅 1.6m 以上
令119条 (廊下の幅) → ○
4. 入院患者の談話室 採光のための窓 必要
法28条1項 (居室の採光及び換気)
令19条 (居室の採光) 2項 五号 → ○